

いじめ防止対策協議会の設置について

平成 29 年 6 月 2 日
初等中等教育局長決定

1 趣旨

本協議会は、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定）に基づき、学校関係者や各種職能団体等の関係団体から有識者の参画を得て、いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証を的確に行うとともに、いじめの問題等に関して、関係者間の連携強化を図り、より実効的な対策を講じるため、設置するものである。

2 検討事項

- (1) いじめ防止対策推進法に基づく取組状況の把握と検証について
- (2) いじめの問題に取り組む関係者間の連携強化について
- (3) いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関するより実効的な対策の在り方について

3 実施方法

- (1) 別紙の有識者等の協力を得て検討を行う。
- (2) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聞くことができるものとする。
- (3) 協議会の円滑な実施に影響が生じるものとして本協議会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

4 実施期間

平成 29 年 6 月 2 日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。

5 その他

この協議会に関する庶務は、初等中等教育局児童生徒課において処理する。

いじめ防止対策協議会委員

(50音順)

- 相上 興信 全国市町村教育委員会連合会事務局長、元川口市教育委員会教育長
- 愛沢 隆一 公益社団法人日本社会福祉士会副会長
- 新井 肇 関西外国語大学教授
- 高田 晃 一般社団法人日本臨床心理士会理事・教育領域委員会委員長、宇部フロンティア大学人間社会学部長、同大学人間科学研究科長
- 齋藤 芳尚 公益社団法人日本P.T.A全国協議会常務理事、埼玉県P.T.A連合会会长
- 水地 啓子 日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事
- 鈴木 弘 日本私立中学高等学校連合会常任理事、香蘭女学校中等科高等科校長
- 田村 綾子 公益社団法人日本精神保健福祉士協会副会長、聖学院大学人間福祉学部人間福祉学科教授、障害学生支援室（オリーブデスク）室長
- 針谷 玲子 全国連合小学校長会調査研究部長、台東区立蔵前小学校長
- 笛木 啓介 全日本中学校長会生徒指導部長、大田区立大森第三中学校長
- 道永 麻里 公益社団法人日本医師会常任理事
- 村田 進 全国高等学校長協会生徒指導委員長、埼玉県立和光高等学校長
- 森田 洋司 鳴門教育大学特任教授、大阪市立大学名誉教授、大阪樟蔭女子大学元学長・名誉教授
- 森近 悅治 全国都道府県教育委員会連合会、福井県教育委員会教育長
- 八並 光俊 東京理科大学大学院理学研究科科学教育専攻教授、教育支援機構・教職教育センター副センター長
- 横山 巍 日本弁護士連合会子どもの権利委員会幹事